



湧上印刷株式会社・鹿兒島女子短期大学
連携協力に関する協定書



瀏上印刷株式会社と鹿児島女子短期大学の連携協力に関する協定書

瀏上印刷株式会社（以下「甲」という）と鹿児島女子短期大学（以下「乙」という）との連携協力に関し、以下のとおり業務連携基本契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（基本契約性）

本契約は、第2条に定める共同開発に関して基本的事項を定めたものであり、本契約期間中に甲乙間で締結される共同研究に適用される。但し、個別契約において、本契約に定める事項の全部又は一部の適用を排除し、本契約と異なる事項を約することを妨げない。

第2条（本協定）

本契約における協定とは、甲乙双方合意の上、以下に定める共同開発（以下「本共同開発」という）とする。

第3条（共同開発）

甲乙は、本共同開発を受託する。

第4条（目的）

この協定書は、甲と乙が相互の資源や機能の活用を図りながら、教養学科「プロジェクト演習」のさらなる発展、在学生の幅広い教養と実務能力習得へ向け、市場のデジタルニーズに対応できる人材育成につなげることを目的とする。

第5条（開発項目、分担）

甲及び乙は、次に掲げるコンテンツ制作等の開発を実施するものとする。

《開発題目》

- (1)甲の自社媒体である「かごぶら」を活用したコンテンツの制作
- (2)これまでの「プロジェクト演習」の発展型としてサイト上にオリジナルのコンテンツの制作。
- (3)共同開発を通じた教育プログラムの作成

《開発の分担》

(1)甲の分担

- ア 甲の自社媒体「かごぶら」内でのコンテンツ運用、クオリオティコントロール
- イ コンテンツのフォーマットデザイン、コーディング、アップ作業
- ウ 教育プログラム作成に関わる連携・協力

(2)乙の分担

- ア コンテンツ制作における企画、取材、編集、原稿作成

- イ スケジュール管理、クオリティコントロール
- ウ コンテンツ制作を通じた教育プログラムの作成

第6条（本共同開発の遂行）

1. 甲は、乙から要求された場合には、本共同開発の進行状況を速やかに乙に報告する。
2. 甲は、本共同開発の遂行を成功に導くため、乙に対して追加情報の提供を求めることができる。
3. 甲は、本共同開発における方法及び開発費用の変更に關し正当な理由がある場合には、乙と協議し合意の上、方法及び開発費用を変更できる。
4. 乙は、甲の定める期限までに業務が完了できない場合には、速やかに甲に報告する。
5. 乙は、甲からの追加情報の依頼及び本業務における方法の変更提案に対し、可能な範囲で速やかに対応する。

第7条（開発費用の分担）

甲は乙と事前に協議の上決定した金額内で共同開発を行う。

第8条（開発コンテンツの取扱い）

甲は本開発によって制作されたコンテンツをサイト上にアップし告知するものとする

第9条（開発コンテンツの知的財産権）

1. 本成果物の著作権等の知的財産権（著作権法 27 条及び 28 条の権利を含む）及び所有権は、甲から乙に譲渡され、乙に帰属する（但し、本成果物の著作権等の知的財産権の原権利者が、甲以外の第三者である場合を除く）。甲は、自ら本成果物等の著作者人格権を行使せず、本成果物の著作権等が甲以外の第三者に帰属する場合は、当該第三者をして著作者人格権を行使させないように合理的な範囲で努力する。
2. 前項の対価は、全て第6条にて定めた共同開発費に含まれる。

第10条（第三者の権利の不侵害）

甲は、本業務の遂行及び本成果物の作成にあたっては、甲の専門的知見に基づき、第三者の権利を侵害しないよう十分留意し、もし第三者から抗議、要求又は裁判上の請求等がなされた場合、乙と協議しつつも、自己の費用と責任において適切に処理解決するものとし、乙に一切の迷惑をかけない。但し、乙に帰責事由がある部分についてはこの限りではない。

第11条（協定書に規定のない事項等）

甲及び乙は、本協定書に規定のない事項又は本協定書の解釈に疑義の生じた場合は、互譲協調の精神をもって協議のうえ処理するものとする。

第12条（有効期間）

- 1.本契約の有効期間は、令和元年9月1日から令和2年3月31日とする。
- 2.前項の期間満了1ヶ月前までに、当事者の一方または双方から書面による変更または解除の申し入れのない場合には、本契約は更に1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とする。

第13条（中途解約）

甲及び乙は、本契約の有効期間中であっても、書面にて3ヶ月前までに相手方に通知することにより本契約を解約することができる。

上記の協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有するものとする。

令和元年8月2日

甲 鹿児島県鹿児島市南栄3-1-6
 洵上印刷株式会社
 代表取締役社長 盛満 公平



乙 鹿児島県鹿児島市高麗町6番9号
 鹿児島女子短期大学
 学長 幾留 秀一



